「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針 (案)」に関する ご意見の募集について

令和3年12月10日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関の連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族への支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し検討を進めるため、平成31年3月に両省の副大臣を共同議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げられました。同プロジェクト報告に基づき、各都道府県において地域の特性に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画(以下単に「計画」という。)を作成するにあたり、指針となるものとして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(以下「本方針」という。)を作成するため、有識者で構成する「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針、関する検討会」を立ち上げ、難聴児支援に携わる関係者・当事者からのヒアリング、議論を行ってまいりました。このたび、皆様から本方針案に関するご意見を募集します。

(※「4 意見の提出上の注意」は令和3年12月24日に修正)

記

1 意見募集期間

令和3年12月10日(金)から令和4年1月9日(日)(必着)

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (http://www.e-gov.go.jp/) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください (様式は自由)。電話での受付はできませんので御了承ください。

○ 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへの ボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を 行ってください。

〇 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て

〇 ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3502)0892

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係宛て

4 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は原則日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがあります。

手話を撮影、録画し意見提出される場合には、動画を保存した DVD を上記宛 先に郵送してください。